

第4 提言

1. 総論

我が国において、昭和51年の酒田の大火以来40年間、市街地における大規模火災（地震を原因とするものを除く。）が発生しなかった。40年の間に、建物構造の不燃化と密集市街地の改善整備による都市構造の改善や、消防力の整備が行われてきたはずである。しかし、今回の火災では、死者は出なかったが、147棟の建築物を焼損させる大規模な火災となった。

こうした火災を経験した私たちは、住民の生命、身体及び財産を守るため、市街地、特に木造の建築物が密集した地域における強風下での火災対策を考え直すことが必要である。

今回の火災の火元の区画は、昭和初期に建てられた非常に防火性の低い木造の建築物が密集している比較的特殊な区画であった。しかし、焼損したエリア全体を見ると、木造の建築物が約9割を占めているものの、消防車両が進入可能な道路が整備され近年建てられた比較的新しい建築物と昭和初期に建てられた建築物が混在している地域であり、このような地域は糸魚川市に限られたものではない。

また、糸魚川市は、当日は常日頃と比較して注意が必要な気象条件であったが、全国的にみて特別に強風の日が多い地域というわけではない。

したがって、全国どこでも木造の建築物が多い地域においては、強風下で火災が発生し今回のような大規模な火災となり得る、という前提に立って必要な対策を検討すべきである。

さらに、超高齢社会を迎え、住民が高齢化することにより避難行動が遅れがちになるため被害が拡大する危険性が高まることから、避難対策の強化についても考えていくべきである。あわせて、火災予防対策についても、超高齢社会を迎えることを念頭に取り組むことが必要である。

これらのことを踏まえると、消防として火災被害を最小限にするためには、まず、自らの管轄地区において、木造の建築物が多い地域等、大規模な火災が発生する可能性のある地域を確認しておくことが必要である。

そして、火災が発生した時点では、出動すべき消防ポンプ車両の台数、飛び火警戒のための消防職員の配置、応援を要請する状況等について迅速かつ適切な判断を行うことは難しいことから、これらのことについて、あらかじめ基準等を定めて準備を行っておくことが必要である。

平成29年1月に行った全国の消防本部に対するアンケートによれば、多くの消防本部で、こうした準備が行われていない。

こうした準備は消防本部の規模にかかわらず必要であるが、特に、小規模な消防本部においては、自らの消防力には限界があり、火災発生後直ちに、消防団を含めた自らの消防力を全力投入することや近隣の消防本部からも応援を受けることなどから、その必要性は一層大きい。

以上、各消防本部における取組が求められるが、特に、小規模な消防本部ほど取り組むこと自体が困難であることが想定され、いかなる備えをすべきかについて、国が上記の基準の例を示すなどの支援を行うことが必要である。

なお、大規模火災対策は、消防力の充実強化のみでは成しえず、今後とも都市構造の不燃化や密集市街地の改善・整備に引き続き取り組んでいくことが必要である。

また、多くの消防本部は、大規模地震時においては道路寸断等により迅速・的確な対応が困難となることを前提に、各地域の災害想定を踏まえた活動方針¹を定めているが、このうち、多数の同時出火への対策については、今回の検討結果を参考として、必要に応じて見直しを行うことが必要である。

以下、今後の消防の対策のあり方について、具体的な提言を行う。

1「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について」(平成24年4月。大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会) <抜粋>

第3章 消防活動方針(安全管理を含む)と部隊運用方策

第1節 消防活動方針

1 消防本部における活動方針について

地震が発生した場合、災害は複合的かつ同時多発的に、また広範囲において発生することが想定されることから、消防本部の持つ消防力を最大限に発揮し、総合的に対応する必要がある。そのためには、職員全員が災害対応に共通の認識を持つことが基本となり、その対応分野の優先順位や安全管理などに関する活動方針により部隊等の活動原則、活動要領等の周知徹底が必要とされる。

このため、多くの消防本部において地震発生時における地域事情に応じた災害の発生をあらかじめ想定し、その想定に応じた活動方針が定められており、災害の発生状況や災害の規模、被害の予測結果等をもとに状況に応じた活動方針の運用を図るとともに、状況の変化に応じてその方針変更が図られている。

また、多くの災害への対処の必要性から、出動隊は単隊活動にならざるを得ず、自己隊の責任で各災害現場に対処することや、被害を増幅させるのは地震後に二次的に発生する火災であることから、人命を優先しながら消防本部としての活動で最も優先すべき活動を「火災対応」として活動方針に取り入れている消防本部が多い。

消防本部の活動方針例

<火災対応の優先>

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と一挙鎮圧に総力を挙げて消火活動に着手する。

<市街地火災消火の優先>

大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

<避難場所、避難道路確保の優先>

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等には、人命を優先し、避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保を優先した活動を行う。

<重点防御地域の優先>

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防御すべき地域へ部隊を投入する。

2. 各論

(1) 市街地構造、気象条件及び自らの消防力の分析

- 各消防本部において、火災予防、消火活動、消防体制等の充実強化に取り組むに当たっては、自らの管轄地区における市街地構造を分析し、木造の建築物が密集した地域²など大規模な火災につながる危険性が高い地域を確認し、地域指定等を行っておくことが必要である。

このため、当該地域を指定等するための手法や基準について、先進的な対応をしている各消防本部における取組の実例や市街地火災延焼シミュレーションの活用を全国に周知することが必要である。

- また、自らの管轄地区における気象条件についても分析し、消火活動上特に警戒が必要となる強風³の程度について、定めておくことが必要である。

その際、火災への対応という観点で事前の備えや警戒態勢を高める必要がある強風の考え方や当該強風の程度を定めるための手法についても、各消防本部の実例を全国に周知することが必要である。

² 「木造の建築物が密集した地域」について、明確な定義は存在しない。なお、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条では、「密集市街地」を「老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地」と定義している。

同法に基づくものではないが、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく住生活基本計画（全国計画。平成28年3月閣議決定）では、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的改善が必要として市町村が判断した密集市街地を「地震時等に著しく危険な密集市街地」としており、全国で4,435haとなっている（平成27年度末現在）。

また、都市計画法上、市街地における火災の危険を防除するため定める地域として防火地域及び準防火地域があり、建物の延べ面積・階数等に応じて一定の防火性能が求められている（建築基準法令）（全国の指定状況 防火地域：31,222 ha、準防火地域：315,886 ha）が、当該地域を市町村が指定するに当たって具体的な基準は法令等により定められておらず、市町村が地域の特性を踏まえて指定することとなっている。

しかし、各消防本部においては、当該地域において火災が発生した際の被害軽減を図るための火災防ぎょ計画を策定することや当該地域を管轄する消防署所に消防ポンプ自動車や消防水利を優先的に整備すること等が必要である「木造の建築物が密集した地域」について、地勢、建築物の状況、防火地域、あるいはアーケード商店街など、地域の実情を踏まえて様々な考え方や手法、基準を用いて定めている。

³ 「強風」については、地域の特性によりその発生頻度や強さに差があるが、全国どの地域においても発生し得るものである。

気象庁では、大雨や強風などによって災害が起こるおそれがあるときに各種気象注意報を発令している。強風注意報の発令基準については、気象庁において、災害の発生と気象要素との関係を地域ごとに調べ、都道府県などの防災機関と調整して定めており、全国的に統一されたものとはなっていない。

また、火災への対応という観点で事前の備えや警戒態勢を高める必要がある「強風」の程度は、地域の建物の状況、道路状況、消防力や水利の状況によっても異なるものであり、気象注意報上の「強風」と必ずしも一致するものではない。

各消防本部においては、火災発生時に迅速かつ十分な警防活動を行うための活動基準等において強風を勘案する方法として、一定以上の平均風速を基準とするもの、一定以上の瞬間最大風速を基準とするもの、一定以上の風が一定時間以上続くことを基準とするもの等があり、地域の実情に合わせて、基準とする指標と数値を定めている。

- 併せて、消防本部の管轄人口や職員数の多寡等の規模⁴に関わらず、自らの消防力を分析し、木造の建築物が密集した地域での火災や強風下での火災が発生した際の課題を把握し、その課題に対応するための消防力の強化を行うことが必要である。

(2) 木造の建築物が密集した地域における火災予防対策

- 各消防本部が、大規模な火災につながる危険性が高いと確認した木造の建築物が密集した地域等においては、出火防止対策として、住宅における防火意識の啓発の強化に加え、小規模飲食店等の厨房設備の火災予防条例に基づく適切な使用・維持管理の徹底が必要である。
- 火災の早期覚知対策として、住宅における住宅用火災警報器の設置・交換の徹底を図ることが必要である。また、飲食店で火災が発生した場合に、早期に覚知して近隣住民が協力して初期消火等を行うことができるように、住宅用火災警報器を活用し、小規模飲食店等を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の効果や課題を検証することが必要である。
- 初期消火対策として、街ぐるみで消火器等を用いた初期消火訓練を実施することが必要である。また、延べ面積 150 m²未満の飲食店にあつては、一部の自治体の火災予防条例により消火器の設置が義務付けられているものの、全国的には義務付けられていない⁵が、飲食店のこんろ火災の危険性に鑑み、こうした飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべきである。

(3) 火災警戒のための広報活動基準等

- 各消防本部において火災警戒のための広報活動を適切に行うためには、火災気象通報を受けたときや火災警報発令時等における、火災警戒のための広報活動基準をあらかじめ定めておくことが必要である。
- 火災気象通報をより適切に活用するためには、消防庁及び気象庁において、発令区分が細分化できないかを検討することが必要である。
- 火災警報をより適切に発令するためには、各消防本部においては、地域における気象状況・火災の発生状況等について把握・研究した上で、火災警報を発令する際の判

⁴ 「小規模消防本部」については、例えば「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）では、管轄人口 10 万未満の消防本部を「小規模消防本部」と定義し、小規模消防本部においては、出動態勢、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界がある等の課題があるとされている。そして、これらの課題を解決するために、おおむね管轄人口 30 万以上の規模となるよう消防の広域化を行うことが適当であるとしている。

一方、消防本部の規模を考える際には、職員数や管轄面積等の指標もあり、必ずしも管轄人口のみで定義づけすることが適当な場合ばかりではない。

また、地形や道路状況などの地域の実情や隣接消防本部の規模等によっても、消防本部が抱える課題は異なってくるものである。

⁵ 消防法施行令による飲食店への消火器の設置義務は、延べ面積 150 m²以上が対象。また、東京消防庁、政令指定都市の約 8 割、中核市の約 5 割は、各自治体の火災予防条例により、延べ面積 150 m²未満の飲食店にも消火器の設置を義務付けている。

断条件について、再点検することが必要である。

(4) 木造の建築物が密集した地域や強風を勘案した消防活動

各消防本部が、大規模な火災につながる危険性が高いと確認した木造の建築物が密集した地域においては、火災が発生した際の対応について、事前に、下記①から⑦までの計画や基準等を定めておくことが必要である。

特に、当該地域で、強風時に火災が発生した場合には、より一層、大規模な火災につながる危険性が高くなる。

従って、強風下における火災に対する対応についても、事前に計画や基準等を定めておくことが必要である。

その際、各消防本部において作成すべき、木造の建築物が密集した地域や強風を勘案した消防活動に関する基準等について、国が考え方や全国の消防本部の事例等を示すことが必要である。

① 木造の建築物が密集した地域に関する火災防ぎょ計画

- 木造の建築物が密集した地域で火災が発生した場合には、大規模な火災となる危険性があることから、各消防本部において、当該地域で発生した火災に対応するために消防ポンプ車両の必要台数・使用する消防水利・車両の部署位置などを定める火災防ぎょ計画を、あらかじめ策定しておくことが必要である。
- 併せて、必要に応じて、当該地域において消防ポンプ自動車や消防水利を優先して整備しておくことが必要である。
- その際には、大規模防火水槽や深井戸等大容量水源の整備促進についても検討が必要である。
- 消防庁が定める「消防力の整備指針」は、1棟の木造の建築物を消火するために必要な消防力（消防署所の配置、車両・人員の数等）の基準である。

しかし、大規模な火災における消火活動では、多くの消防力の集結が必要であり、必要に応じ、他の消防本部からの応援を受ける必要があることから、「消防力の整備指針」の前文においても「広域的な消防体制の充実を図ることが求められている」と記載されている。

今後、「消防力の整備指針」について、各消防本部における署所の配置や動力消防ポンプの整備実態等を踏まえた見直しを行う場合には、広域応援や財政制約も念頭に置きつつ、木造の建築物が密集した地域や強風を勘案することが必要である。

- 消防庁が定める「消防水利の基準」は、1棟の木造の建築物を消火するための基準であるが、今後、「消防水利の基準」について、各消防本部における水利の配置の実態等を踏まえた見直しを行う場合には、民間事業者との協力や資機材の応援も念頭に置きつつ、木造の建築物が密集した地域や強風を勘案することが必要である。
- さらに、大規模火災発生時に火災防ぎょ計画に基づいて的確かつ安全な消火活動が行われるよう、市街地火災延焼シミュレーション等を活用して応援消防本部も含めた

関係機関と連携した訓練を行い、予測力の向上を図ることが必要である。

- なお、現在の消防力最適運用システムや市街地火災延焼シミュレーションでは、飛び火の設定は手動で行うものとなっていること、高速化のため計算条件を簡略化していること（建物の構造・階数、風向・風速等）等から、各地域の実情に沿ったシミュレーションを行うのに十分でない部分がある。

したがって、今後、訓練及び実火災時にも活用できるよう、消防力最適運用システムや市街地火災延焼シミュレーションの機能向上に関する研究開発を進めることが必要である。

- また、国において、急速な被害拡大の要因となる飛び火による延焼や火災旋風について研究を進め、効果的な対策に繋げることも必要である。

② 常備消防及び消防団の出動基準等

- 火災の発生に対して、自らの消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するため、一定の気象状況となったときや気象状況となると見込まれるときは出動する部隊の数を増加させるなど、気象条件を勘案した火災発生時の常備消防及び消防団の出動のための具体的な基準を、地域の実情を踏まえて、あらかじめ定めておくことが必要⁶である。

- 特に、常備消防については、このような出動基準に基づいて、強風時に大量の消防力を迅速かつ的確に投入するために、非番の職員や消防団員を事前に確保するための強風下を勘案した火災発生時における非常招集基準を、あらかじめ定めておくことが必要⁷である。

- 強風下には火災発生に備え、署所の構外で実施する訓練を中止する等の態勢強化や積載するホースの数を増加させ、ノズルを大口径のものに交換する等の資機材の準備を行っておくことも必要である。

そのためには、各消防本部において、地域の実情を踏まえ、態勢強化や資機材準備を行うために、どのような場合においてどのようなことを行うかということ、あらかじめ具体的に要領等として定めておくことが必要である。

③ 強風下における消火活動要領等

- 強風下で火災が発生した場合には、飛び火による延焼の急速な拡大への対応や消火活動を行う消防職団員の安全確保等、強風下でない場合の火災に比して多くの留意すべき点がある。

例えば、飛び火警戒のための消防職団員の配置、延焼阻止線の設定や有効な放水圧力・角度・射程距離等である。

⁶ なお、職員数の少ない小規模な消防本部においては、強風などの気象条件に関わらず、火災が発生すれば無条件に全隊出動としている場合もある。

⁷ なお、職員数の少ない小規模な消防本部においては、強風などの気象条件に関わらず、火災が発生した時点で、全職員に非常招集をかけている場合もある。

強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うためには、こうした消火活動の具体的な活動要領を、あらかじめ定めておくことが必要である。

- その際、予備注水などの飛び火警戒については、常備消防と消防団の連携も含めて検討した上で消火活動要領に明記することが必要である。
- なお、そのためには、まず、自然水利の状況や地形等の地域の特性・弱点を分析することが必要である。
- 消防団の強風下での消火活動力向上のために、映像等による飛び火警戒や初期消火の方法などの普及啓発や訓練が必要である。
- ~~○ 本造の建築物が密集した地域の住民に対して、火災発生時の飛び火の危険性や初期消火の方法などを普及啓発することが必要。~~

④ 応援

- 消防本部において、応援要請等を迅速化するためには、管内の消防力（消防団を含む。）を最大限出動させるのと同時に、応援要請を行うことが必要である。
その上で、応援要請の基準は、火災の発生場所や気象条件等により客観的に判断できるよう、あらかじめ定めておくことが必要である。
- 消防本部において、多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合は、応援要請を受けた一の消防本部が、他の消防本部への応援要請を代行する等の隣接消防本部等との体制を、あらかじめ構築しておくことが必要である。
- 小規模消防本部では、消火活動に集中し、応援の要請ができないおそれがあることから、隣接消防本部等との間で火災の状況を常時共有できる体制を構築し、被害が大きいと予想される場合は応援要請を待たずに出動することを、あらかじめ当事者間で取り決めておくことが必要である。
- 応援要請等を受けた隣接消防本部等において、応援する隊の調整に時間を要するおそれがあることから、出動方面等を考慮して、あらかじめ応援する隊を指定しておくことが必要である。
- 小規模消防本部では、消火活動と並行してスーパーポンパー等の特殊車両や交代人員を考慮した部隊投入を判断することが困難であることから、都道府県や代表消防本部において当該都道府県内のすべての消防本部と応援調整を行う体制を、あらかじめ構築しておくことが必要である。
- 消火隊だけでなく受援側の消防本部の指揮を支援する隊を、都道府県内の応援においても緊急消防援助隊のように、あらかじめ定めておくことが必要である。
- 応援を行う隣接消防本部においても火災が発生した消防本部と気象条件が類似している可能性が高く、応援隊数が限定的になるおそれがあることから、隣接消防本部においては、予備車の活用や消防団員の参集体制などにより、管内で必要な消防力を維持するための方策を、あらかじめ計画しておくことが必要である。
- 都道府県境にある消防本部では、都道府県外の隣接消防本部以外とは協定を締結していない場合が多いことから、多数の応援隊を確保するためには、隣接消防本部に限

らず、比較的近い消防本部とは広く応援協定を締結しておくことが必要である。

○ 受援側の消防本部においても、応援隊も含めた指揮体制や通信連絡体制などの活動調整の方法についてあらかじめ決めておくことが必要である。

○ 都道府県においては、都道府県内の消防本部と調整し、以上の点に留意して消防本部間の応援及び受援の体制の構築を図ることが必要である。

○ 国においては、応援体制の見直しの方針を示すことが必要である。

⑤ 消防水利

○ 前述①のとおり、木造の建築物が密集した地域等、大規模な火災が発生する可能性のある地域においては、消防水利を優先して整備しておく必要があるが、延焼の継続等によりなお必要な水が不足した場合にいかにか消火用水を確保するかが重要である。

そのためには、各消防本部においては、大型の水槽車による補水や消防団による補水等に加えて、10 t水槽車・5 t水槽車による他の消防本部からの応援、国土交通省の排水ポンプ車や民間事業者のコンクリートミキサー車等による支援も含めた計画等をあらかじめ策定しておくことが必要である。

○ その際、国土交通省地方整備局と都道府県又は市町村との間であらかじめ協力体制を確保しておけば、一層迅速な水利の確保が可能であるため、消防庁と国土交通省において、協力体制を確保するための取組を進めることが必要である。

○ また、各消防本部において、地元建設業協会等及び個別の地元建設業者等との間で給水活動等についての協定を、あらかじめ締結しておくことが必要である。

その際には、支援に要した費用の負担のあり方について明確にしておくことが必要である。

○ こうした応援や支援に加え、延焼が長期化した場合等には、海、河川等の自然水利からの大量送水も必要となることから、各地域の状況を踏まえつつ、スーパーポンプ一等の整備を図ることが必要である。

⑥ 情報の収集及び伝達

○ 各消防本部において、高所カメラ・ヘリコプター・ドローン等を活用したライブ・空撮映像など被災区域全体を俯瞰する情報を収集して消火戦術を構築できるよう、あらかじめ、その手段、体制及び手順等を定めておくことが必要である。

○ 強風時下において木造の建築物が密集した地域で火災が発生した場合には、他の消防本部からの応援が必要となる可能性が高く、効果的な応援体制を構築するためには、現場から消防本部内の幹部・市町村・都道府県・国へ報告・伝達する情報を増やすとともに、より迅速に行うことが必要である。

⑦ 消防団

○ ~~今回の火災においては、消防団が大変重要な役割を果たしたことから、引き続き、女性や若者をはじめとする入団促進、機能別団員制度や勤務地団員制度の導入、消防~~

団結力事業所に対する優遇制度の充実など、消防団の充実強化に取り組むことが必要。

- 今般の火災は、常備消防が一定程度整備されている都市部においても、地域に密着した消防団の力が不可欠であることを再認識させるものであり、消防団がより力を発揮できるよう、装備も含め、その充実強化に取り組む必要がある。
- 木造の建築物が密集した地域において強風時に消火活動を行う場合、煙や飛散物により目を負傷する危険性が高いため、消防団員に対してシールド付き防火帽等の必要な安全装備を充実させるなど、安全管理を徹底することが必要である。
- 消防団の所有する可搬ポンプについて、日常からの点検が必要である。
- 消防団活動の円滑化・連携のため、情報通信機器の充実及び訓練が必要である。
- これらについて、国による支援のあり方を検討することが必要である。
- 一方、全国的に、人口減少や高齢化等に伴い、消防団員数の減少が課題となっている。このため、引き続き、女性や若者をはじめとする入団促進、機能別団員制度や勤務地団員制度の導入、消防団協力事業所に対する優遇制度の充実、報酬の充実などにより、消防団員の確保、充実に取り組むことが必要である。

以上により火災への対応力を高めることは必要であるが、やはり、多くの消防力の投入を1人の消防長の判断で行うことや情報の一元化を行うことが極めて重要であり、そのためには、人口減少社会であることを踏まえた消防の広域化や、指令の共同運用等の消防の連携・協力を進めることが必要である。

(5) 火災発生時における住民避難住民等がとるべき行動

- 多くの消防本部において、住民への情報伝達のために防災行政無線を操作する体制が確保されているところ、強風等による延焼のおそれがある場合等には、住民が的確な行動をとれるよう、防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により、火災覚知後速やかに周辺住民に対する警戒呼びかけなどの情報提供を行うことが必要である。
- 木造の建築物が密集した地域での火災、強風下での火災などの場合、住民、自主防災組織は、延焼、飛び火に備え、消防機関との連携の下、自身の安全が確保できる範囲内で水かけ等による延焼防止、飛び火警戒、早期通報などの活動を行うことが必要である。
- 火勢が消防力を上回り、延焼拡大のおそれがあると判断した場合には、市町村長は、危険区域、避難場所等を示して速やかに避難勧告・指示を発出するとともに、現場の消防、警察、自主防災組織等による避難呼びかけ、誘導を行うことが必要である。
- 今般のような飛び火による複数個所での火災発生は、首都直下地震などの大規模地震ではより広範に発生すると想定される。こうした地震火災、大規模火災に備えて、市町村は火災発生のおそれがある区域を平時から住民に周知しておくとともに、当該区域の住民や自主防災組織は、延焼防止、飛び火警戒、避難等の実践的な訓練を行っておくことが必要

である。

(6) 火災被害認定及び罹災証明発行手続迅速な被災者支援手続

- 大規模火災発生時の住家被害状況を早期に把握するためには、今般、糸魚川市で採用された、消防による火災損害調査の機会を活用した外観調査など簡易な方法によることが有効である。
- 住家被害が多数に上る場合に、仮設住宅の提供、被災者生活再建支援法に基づく支援などに必要な住家被害の認定、罹災証明書交付の手続を迅速に行うため、上記の火災損害調査を活用するなどの事務手順を予め検討し、定めておくことが必要である。
その際には、必要な人員確保のため、市町村長部局も含めた全庁的な体制の確保、他の消防本部からの応援受け入れについても検討しておくことが必要である。